

【業務分掌表】

法人の業務を行う役員(注1)から申請（届出）される許可に係る業務を行う役員を選任(画定)する場合に必要です。

【注1】【法人の業務を行う役員】の範囲】

- (ア) 合名会社：定款に別段の定めのないときは社員全員
- (イ) 合資会社：定款に別段の定めのないときは無限責任社員全員
- (ウ) 合同会社：定款に別段の定めのないときは社員全員
- (エ) 株式会社（特例有限会社を含む。）：取締役全員、ただし業務を行う役員を画定した場合には、会社を代表する取締役及び当該許可申請に係る業務を担当する取締役、委員会設置会社の場合は、代表執行役及び当該許可申請に係る業務を担当する執行役
- (オ) 外国会社：会社法第 817 条にいう代表者（日本における代表者）
- (カ) 民法法人、協同組合等：理事全員。ただし、業務を担当しない理事を除く。

（平成 18 年 5 月 25 日付厚生労働省医薬食品局総務・審査管理・安全対策課長連名通知）

<記載例 1> 組織図タイプ

株式会社東京都庁の役員業務分掌表	
東京太郎（代表取締役 会長） 東京一郎（代表取締役 社長）	東京花子（取締役・販売営業担当・資格者（被知識経験認定者）） 東京次郎（取締役・総務・人事担当） 大阪三郎（取締役・関西地区担当） 江戸四郎（非常勤取締役）

☐ で囲った者が既存配置販売業に関する業務[☆]を行う役員であることを証明する。

☆ 「薬事に関する業務」でも可

令和 年 月 日
東京都新宿区西新宿 2-8-1
株式会社東京都庁 代表取締役 東京 一郎

<記載例 2> 表タイプ

株式会社東京都庁の役員業務分掌表		
	氏 名	業務内容
◎	東京太郎	代表取締役 会長
◎	東京一郎	代表取締役 社長
◎	東京花子	取締役 販売営業担当 資格者（被知識経験認定者）
	東京次郎	取締役 総務・人事担当
	大阪三郎	取締役 関西地区担当
	江戸四郎	取締役 非常勤

◎の者が既存配置販売業に関する業務[☆]を行う役員であることを証明する。

☆ 「薬事に関する業務」でも可

令和 年 月 日
東京都新宿区西新宿 2-8-1
株式会社東京都庁 代表取締役 東京 一郎

<注意>

例 1 又は例 2 いずれのタイプで作成してもかまいません。

申請（届出）時における登記事項証明書に役員（監査役・監事を除く）として登記されている方全員を記載して下さい。また、各役員の役職・担当業務を記載してください。（例：「代表取締役 社長」、「取締役・販売営業担当」等）

「代表権を持つ役員」及び「資格者（被知識経験認定者）」を含む医薬品販売業（既存配置販売業）に関する業務を行う役員（監査役・監事を除く）を選任(画定)してください。（「代表権を持つ役員」と「資格者（被知識経験認定者）」は選任(画定)からはずすことはできません。）

選任（画定）された役員については、疎明書又は診断書を提出してください。

選任（画定）しなかった役員については、既存配置販売業の業務に関与しない事が客観的にわかる程度の業務内容を記載してください。（例：総務・人事・経理担当、非常勤、海外担当等）